

計画目標年次

〔現在〕 焼却施設・資源化施設	〔追加検討〕 中継施設・資源化施設
4 計画目標年次 4-1 計画目標年次 施設整備に関する計画目標年次については、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて（環廃対発第 031215002 平成 15（2003）年 12 月 15 日） 『計画目標年次は、施設の稼働予定年度の七年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。』」を参考として設定します。 したがって、稼働年度より 7 年間で計画処理対象ごみ量が最大となるのは、新資源化施設では資源系(選別・圧縮系)は稼働開始予定年度の令和 9（2027）年度、粗大ごみ(破碎・選別系)は稼働開始から 5 年目の令和 13（2031）年度、新ごみ焼却施設では稼働開始予定年度の令和 15（2033）年度となります。新資源化施設としての目標年次は令和 9（2027）年度とします。 基本計画では新資源化施設は令和 9（2027）年度、新ごみ焼却施設は令和 15（2033）年度をそれぞれ施設整備の計画目標年次とします。 なお、計画目標年次については、今後の検討（メーカーアンケートを含めて）に伴って決定することとします。 【計画目標年次】 資 源 化 施 設：令和 9（2027） 年度 資源系（選別・圧縮系） 最大処理年度：令和 9（2027）年度 粗大ごみ(破碎・選別系) 最大処理年度：令和 13（2031）年度 ごみ焼却施設：令和 15（2033）年度	計画目標年次 （１）計画目標年次 施設整備に関する計画目標年次については、「循環型社会形成推進交付金に係る施設規模について（環循適発第 24032920 号 令和 6 年 3 月 29 日）」において、『計画目標年次は、施設の稼働予定年度の 7 年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。』とあり、これに基づいて設定します。 資源化施設については、稼働年度より 7 年間で計画処理対象ごみ量が最大となるのは、稼働開始予定年度の令和 15（2033）年度、燃やすごみを対象とする中継施設については、令和 12（2030）年度となります。 基本計画では、資源化施設は令和 15（2033）年度、中継施設は令和 12（2030）年度をそれぞれ施設整備の計画目標年次とします。 【計画目標年次】 資源化施設 ：令和 15（2033）年度 中 継 施 設 ：令和 12（2030）年度